

令和〇年〇月〇日

〇〇 御中

鳥取市 都市整備部
都市企画課

バリアフリーに関する調査(依頼)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、市政にご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、バリアフリーの整備状況や課題等を把握するため、アンケート調査を実施しています。

バリアフリーに関するご意見、ご要望を把握するため、ご多忙とは存じますが、アンケート調査にご協力くださいますようお願いいたします。

敬具

記

・同送書類

本市のバリアフリーについて	1 枚
アンケート調査票	4 枚

・アンケート調査票の返信

ご記入が終わりましたら、下記の宛先まで返信くださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

鳥取市 都市整備部 都市企画課

担当: 三谷、田中

TEL:0857-30-8323

FAX:0857-20-3953

以上

本市のバリアフリーについて

①バリアフリーマスタープランの策定

令和5年3月に鳥取市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)を策定しました。

鳥取市バリアフリーマスタープランでは、バリアフリー化の基本方針を定め、面的・一体的なバリアフリー化を促進していく地区(移動等円滑化促進地区)として14地区を設定しています。

また、旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、商業施設や公園等の多様な来訪者が多い施設を生活関連施設として位置づけ、生活関連施設に訪れる人の利用頻度が高い経路を生活関連経路として設定しています。

②バリアフリー基本構想

公共交通機関・建築物・道路・路外駐車場・都市公園・信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するためにバリアフリー基本構想の策定に向けて、協議を行っています。

基本構想では、「特定事業」を定めることで、生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を推進します。特定事業に指定されると、特定事業を実施する者に、特定事業計画の作成とこれに基づく事業の実施が義務付けられます。

■基本構想に位置づけられる主な「特定事業」

公共交通特定事業 ノンステップバスの導入 	道路特定事業 視覚障害者誘導用ブロックの設置 	建築物特定事業 エレベーター等の設置 	交通安全特定事業 音響式信号機 残り時間のわかる信号機 	都市公園特定事業 園路の段差解消 障害者対応型便所の整備等 
ホームドアの設置等 	車道との段差解消 	障害者対応型便所の整備 	エスコートゾーンの設置 	路外駐車場特定事業 車椅子使用者用駐車区画の整備 

+ バリアフリー法の改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育(バリアフリー教室)
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・多機能トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの利用マナー啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の利用疑似体験



タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修

出典: 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの改定について(国土交通省)

アンケート調査票

1. バリアフリー整備状況について、教えてください。

※「鳥取県福祉のまちづくり施設整備マニュアル」に記載されている項目をもとに作成しています。

回答例:

各項目のバリアフリー整備状況について、該当する項目にチェックをお願いします。

施設の該当が無い項目については、空欄のまま構いません。

現状のバリアフリー整備状況を把握するための調査であり、分かる範囲で構いません。

建築物特定施設等	チェック項目	適否
廊下等	① 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	<input checked="" type="checkbox"/> 適
	② 点状ブロック等を敷設しているか（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）	<input type="checkbox"/> 適
	③ 点状ブロック等を敷設しているか（階段又は傾斜路の下端に近接する部分）	<input checked="" type="checkbox"/> 適
	④ 必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度差等で識別しやすいか	<input type="checkbox"/> 適
階段	① 両側に手すりを設けているか（踊場を除く）	<input type="checkbox"/> 適
	② 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	<input checked="" type="checkbox"/> 適
	③ 必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度差等で識別しやすいか	<input checked="" type="checkbox"/> 適
	④ 踏面端部（段鼻）とその周囲は色の明度差等で識別しやすいか	<input checked="" type="checkbox"/> 適
	⑤ 段はつまづきにくいものか	<input type="checkbox"/> 適
	⑥ 点状ブロック等を敷設しているか（段部分の上端に近接する踊場の部分）	<input checked="" type="checkbox"/> 適
	⑦ 点状ブロック等を敷設しているか（段部分の下端に近接する踊場の部分）	<input type="checkbox"/> 適
	⑧ 主たる階段が回り階段以外か（ただし、回り階段以外の階段を設けられない場合を除く）	<input type="checkbox"/> 適
傾斜路	① 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除）	<input type="checkbox"/> 適
	② 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	<input checked="" type="checkbox"/> 適
	③ 必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度差等で識別しやすいか	<input type="checkbox"/> 適
	④ 前後の廊下等とは色の明度差等で識別しやすいか	<input type="checkbox"/> 適
	⑤ 点状ブロック等を敷設しているか（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）	<input checked="" type="checkbox"/> 適
	⑥ 点状ブロック等を敷設しているか（傾斜部分の下端に近接する踊場の部分）	<input type="checkbox"/> 適

一般基準

建築物特定施設等	チェック項目	適否
廊下等	① 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	□適
	② 点状ブロック等を敷設しているか（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）	□適
	③ 点状ブロック等を敷設しているか（階段又は傾斜路の下端に近接する部分）	□適
	④ 必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口は色の明度差等で識別しやすいか	□適
階段	① 両側に手すりを設けているか（踊場を除く）	□適
	② 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	□適
	③ 必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口は色の明度差等で識別しやすいか	□適
	④ 踏面端部（段鼻）とその周囲は色の明度差等で識別しやすいか	□適
	⑤ 段はつまづきにくいものか	□適
	⑥ 点状ブロック等を敷設しているか（段部分の上端に近接する踊場の部分）	□適
	⑦ 点状ブロック等を敷設しているか（段部分の下端に近接する踊場の部分）	□適
傾斜路	① 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除）	□適
	② 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	□適
	③ 必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口は色の明度差等で識別しやすいか	□適
	④ 前後の廊下等とは色の明度差等で識別しやすいか	□適
	⑤ 点状ブロック等を敷設しているか（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）	□適
	⑥ 点状ブロック等を敷設しているか（傾斜部分の下端に近接する踊場の部分）	□適
便所	① 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	□適
	② 手洗い器に特定水栓（レバー式、光感知式等）を設置しているか（各便所1か所以上）	□適
	③ 必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口は色の明度差等で識別しやすいか	□適
	④ 聴覚障がい者対応の火災警報装置（フラッシュライト等）を設けているか（ホテル・旅館の客室に設ける便所を除く）	□適
	⑤ 車いす使用者用便房を1以上、設けているか	□適
	（1） 腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	□適
	（2） 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか	□適
	（3） 操作が容易な大便器洗浄装置（くつべら式、光感知式等）を設置しているか	□適
	（4） 手洗い器に特定水栓（レバー式、光感知式等）を設置しているか	□適
	（5） 大型ベッド等を設置し、当該便所の出入口に表示しているか	□適
	⑥ 車いす使用者用便房について、建築物の主たる出入口付近に標識を設置しているか	□適
	⑦ 水洗器具（オストメイト対応）を1以上、設けているか	□適
	⑧ 水洗器具（オストメイト対応）専用の流しを設け、温水シャワーを備えているか（簡易水洗設置を禁止） ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・公衆便所 ・床面積の合計が1,000㎡以上の特別特定建築物	□適
	⑨ オストメイト用設備について、建築物の主たる出入口の付近に標識を設置しているか	□適
	⑩ 1以上の便房にベビーチェア等を設け、当該便房のある便所の出入口に表示しているか	□適
	⑪ 1以上のベビーベッド等を便所に設け、当該便所の出入口に表示しているか（ただし、おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く）	□適
⑫ 車いす使用者用便房以外の便房に腰掛便座、を1以上設けているか（男女の別がある場合は、それぞれ1以上）	□適	
⑬ 男子用小便器を設ける場合は、床置き式、壁掛式（受口の高さ35cm以下）などを1以上設けているか（車椅子使用者用便房への設置も可とする）	□適	
⑭ 1以上の男子用小便器は周囲に手すりを設け、当該小便器のある便所の出入口は幅80cm以上であるか	□適	
⑮ ⑩とは別にベビーベッド等（おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く）を、⑦とは別に水洗器具（オストメイト対応、簡易水洗可）を1以上設けているか（男女の別がある場合は、それぞれ1以上）	□適	
⑯ 車椅子使用者用簡易型便房を1以上設けているか（男女の別がある場合は、それぞれ1以上）	□適	
（1） 腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	□適	
（2） 便所内の当該便房までの経路は車いすが転回できる構造とし、段を設けていないか	□適	
（3） 当該便房のある便所の出入口に表示しているか	□適	
（4） 利用居室から当該便房までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路にしているか	□適	
（5） 当該便房の出入口は、引き戸、折れ戸その他車いす使用者の利用に配慮しているか	□適	
（6） 操作が容易な大便器洗浄装置（くつべら式、光感知式等）を設置しているか	□適	
敷地内の通路	① 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	□適
	② 段があるか 【(1)～(3)は「有」の場合に記載】 (1) 手すりを設けているか (2) 踏面端部（段鼻）とその周囲は色の明度差等で識別しやすいか (3) 段はつまづきにくいものか	□有
	③ 傾斜路があるか 【(1)(2)は、傾斜路が「有」の場合に記載】 (1) 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除） (2) 前後の通路とは色の明度差等で識別しやすいか	□有
	④ 傾斜路があるか 【(1)(2)は、傾斜路が「有」の場合に記載】 (1) 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除） (2) 前後の通路とは色の明度差等で識別しやすいか	□有
駐車場	① 車いす使用者用駐車施設を1以上設けているか 【(1)～(4)は、①が「適」の場合に記載】 (1) 幅は350cm以上であるか (2) 利用居室までの経路が短くなる位置に設けているか (3) 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等のぬかるみがないものか (4) 区画線等でその範囲が明確になっているか	□適
	② 次の建築をする場合、1以上の車いす使用者用駐車施設に屋根を設けているか ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・床面積の合計が50㎡以上の公衆便所 ・床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物	□適
	③ 移動等円滑化措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設けているか (1) 高齢者、障がい者等の見やすい位置に設置しているか	□適
	④ 表示すべき内容が容易に識別できるか（内容がJIS28210に定められている場合はそれに適合すること）	□適
案内設備	① 案内所を設けているか 【②③は①で「有」ではない場合に記載】	□有
	② 建築物又はその敷地内に、移動等円滑化措置のとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を示した案内設備を設けているか（ただし、その配置を容易に視認できる場合を除く。）	□適
	③ 建築物又はその敷地内に移動等円滑化措置のとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字等（文字等の浮き彫り、音による案内、これらに類するもの）により視覚障がい者に示す案内設備を設けているか	□適
視覚障害者移動等円滑化経路 案内設備までの経路	① 道等から案内所又は視覚障がい者に点字等で示した案内設備までの経路のうち、1以上を視覚障害者移動等経路としているか 【①の対象となる規模以上の視覚障害者移動等円滑化措置が必要なエレベーター又は便所を設けない建築物で、案内所又は視覚障がい者用の案内設備を設けない場合、②を確認】	□適
	② 道等から建築物の出入口（又は音声による案内設備）までの経路のうち、1以上を視覚障害者移動等円滑化経路としているか 【①又は②で「適」の場合、以下を記載】 (1) 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を設置しているか（直進のみの風除室内は免除）	□適
	(2) 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	□適
	(3) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	□適
③ 道等に線状ブロック等を敷設しているときは、当該敷設した場所と敷地内の視覚障害者移動等円滑化経路を接続しているか	□適	

建築物移動等円滑化経路

建築物特定施設等	チェック項目	適否
経路全般	① (1)~(4)のそれぞれの経路のうち、1以上を移動等円滑化経路としているか	<input type="checkbox"/> 適
	(1)道等から利用居室までの経路	<input type="checkbox"/> 適
	(2)利用居室から車いす使用者用便房までの経路	<input type="checkbox"/> 適
	(3)車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路	<input type="checkbox"/> 適
	(4)公共用歩廊の場合で、1方の側の道等から公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路	<input type="checkbox"/> 適
	② 移動等円滑化経路に階段又は段を設けていないか(ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く)	<input type="checkbox"/> 適
出入口	① 建築物の主たる出入口(以下、「玄関」という。)を除く出入口の幅は80cm以上であるか	<input type="checkbox"/> 適
	② 戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	<input type="checkbox"/> 適
	③ 玄関の出入口の幅は80cm以上であるか	<input type="checkbox"/> 適
	④ 玄関の戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	<input type="checkbox"/> 適
	⑤ 玄関に庇又は屋根を設置しているか(ただし、アーケードに面する等の場合を除く)	<input type="checkbox"/> 適
	⑥ 玄関の外側に音声誘導設備を設置しているか	<input type="checkbox"/> 適
	⑦ 玄関の戸は自動ドア、又は引き戸を設置しているか	<input type="checkbox"/> 適
廊下等	① 幅120cm以上であるか	<input type="checkbox"/> 適
	② 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	<input type="checkbox"/> 適
	③ 末端付近は車いすの回転に支障のない構造となっているか	<input type="checkbox"/> 適
	④ 戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	<input type="checkbox"/> 適
	⑤ 授乳・おむつ替え場所を設置し、当該場所の出入口に表示しているか	<input type="checkbox"/> 適
	⑦ 次の建築物に該当する場合(床面積の合計が5,000㎡以上)、廊下等に高齢者、障がい者等の休憩場所を設け、休憩のための椅子、家具等を設置しているか 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、物販店、ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る)、保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署、公共体育館等、ボウリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、ターミナル	<input type="checkbox"/> 適
傾斜路	① 階段に代わる場合は120cm以上、階段に併設する場合は90cm以上であるか	<input type="checkbox"/> 適
	② 勾配は1/12を超えていないか(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	<input type="checkbox"/> 適
	③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	<input type="checkbox"/> 適
駐車場	① 車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等のぬかるみがないものか	<input type="checkbox"/> 適
エレベーター及びその乗降ロビー	① かが必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	<input type="checkbox"/> 適
	② かが及び昇降路の出入口は幅80cm以上であるか	<input type="checkbox"/> 適
	③ かの奥行きは135cm以上であるか	<input type="checkbox"/> 適
	④ 乗降ロビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上であるか	<input type="checkbox"/> 適
	⑤ かが内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	<input type="checkbox"/> 適
	⑥ かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	<input type="checkbox"/> 適
	⑦ 乗降ロビーに、到着するかの昇降方向を表示する装置を設けているか	<input type="checkbox"/> 適
	⑧ かが内に戸の開閉を確認できる鏡を設置しているか	<input type="checkbox"/> 適
	⑨ 出入り口には、利用者を感知し、閉鎖を自動制止する装置を設置しているか	<input type="checkbox"/> 適
	⑩ かが内に手すりを設置しているか	<input type="checkbox"/> 適
	⑪ 火災時管制運転装置を設置しているか	<input type="checkbox"/> 適
	⑫ 不特定多数の者が利用する建築物の移動等円滑化経路を構成するものであるか	<input type="checkbox"/> 該当
		【(1)~(2)は、⑫が「該当」の場合に記載】
	(1) かがは幅140cm以上であるか	<input type="checkbox"/> 適
	(2) かがは車いすが転回できる構造か	<input type="checkbox"/> 適
	⑬ 不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する建築物であるか	<input type="checkbox"/> 該当
	【(1)~(3)は、⑬が「該当」の場合に記載】	
	(1) かが内に到着階・戸の開鎖を知らせる音声装置を設けているか	<input type="checkbox"/> 適
	(2) かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等(文字等の浮き彫り、音声案内又はこれらに類するもの)により、視覚障がい者が円滑に操作できるか	<input type="checkbox"/> 適
	(3) かが内又は乗降ロビーに到着するかの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	<input type="checkbox"/> 適
特殊な構造又は使用形態のエレベーター その他の昇降機	① 移動等円滑化経路に特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設置しているか	<input type="checkbox"/> 有
	【②③は、①が「有」の場合に記載】	
	② エレベーターを設置しているか	<input type="checkbox"/> 適
	(1) 段差解消機の基準(平成12年建設省告示第1413号第1第九号)*に適合しているか	<input type="checkbox"/> 適
	(2) かがは幅70cm以上、かつ奥行き120cm以上であるか	<input type="checkbox"/> 適
(3) かがの奥行きと幅は十分であるか(車いす使用者がかが内で方向を変更する必要がある場合)	<input type="checkbox"/> 適	
③ エスカレーターを設置しているか	<input type="checkbox"/> 適	
(1) 車いす使用者用エスカレーターの基準(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書)**に適合しているか	<input type="checkbox"/> 適	
敷地内の通路	① 幅120cm以上であるか	<input type="checkbox"/> 適
	② 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	<input type="checkbox"/> 適
	③ 戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	<input type="checkbox"/> 適
	④ 通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすの車輪等が落ちないものであるか。	<input type="checkbox"/> 適
	⑤ 傾斜路があるか	<input type="checkbox"/> 有
	【(1)~(3)は、⑤が「有」の場合に記載】	
	(1) 幅120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	<input type="checkbox"/> 適
(2) 勾配1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	<input type="checkbox"/> 適	
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	<input type="checkbox"/> 適	
⑥ 地形の特殊性がある場合に該当するか(該当する場合は、上記①~⑤は車寄せから建物出入口までを整備)	<input type="checkbox"/> 適	

*: 車いすに座ったまま使用するエレベーターの籠等の構造を規定するもの

** : 車いすに座ったまま使用するエスカレーターの速度や車止め等の設置を規定するもの

2. 今後策定する鳥取市バリアフリー基本構想において、貴施設の建築物特定事業として記載することが可能な事業について教えてください。

※意向をうかがうものであり、回答結果が特定事業として指定されるものではありません。

「特定事業」とは、6 つのハード整備に関する事業と1つのソフト対策に関する事業（詳細は「鳥取市のバリアフリーについて」を参照）

施設	事業内容
廊下等	
階段	
傾斜路	
便所	
敷地内の通路	
駐車場	
標識	
案内設備	
案内設備までの経路	
出入口	
エレベーター及びその乗降ロビー	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	
ソフト対策に関する事業	